

環境クオリティ制度、環境税、交通分野・産業分野の低炭素化

1.環境クオリティ制度に関する調査検討（案）

○環境クオリティ制度の導入目的

環境に配慮した宿泊施設等の評価を行うことにより、観光モデル都市として相応しい宿泊施設の増加を目指すことを目的とする。

観光事業者への意識向上の醸成のほか、観光モデル都市のブランド化を目指す制度として導入促進を図るため、ニセコ町が実施する観光プロモーションへの参加要件とすることも可能。

○環境クオリティ制度とは？

観光事業者を対象として、環境に配慮した施設等を評価する認証制度。

認証制度の類型としては、以下の3つが想定される。

【認証制度の3つの類型】

類型	内容	主な認証制度
①「格付け」を目的とした認証制度	レーティングやランキング等によるもの	5つ星のレーティングスターやミシュラン等
②「底上げ」を目的とした認証制度	最低限この認証を受けていれば安心といった、全体的なサービスの向上を行うもの	ISO9001や飲食サービスに対するハラール認証（イスラム教の戒律に則って調理・製造された商品であることを証するシステム）等
③「育てる」ことを目的とした認証制度	上記①及び②はハード面の評価が中心であり、権威ある機関がトップダウンで実施するものが多いが、「育てる」ことを目的とした認証制度は認証よりも顕彰に近いもの	経済産業省「産業観光まちづくり大賞」、北海道食品機能性表示制度「ヘルシーD o」等

出典)「地域のビジネスとして発展するインバウンド観光」-日本型DMOによる「マーケティング」と「観光品質向上」に向けてー（2013年3月、日本政策投資銀行・日本経済研究所）

○今後の方針

既存の観光事業者を対象とした認証制度の事例収集を行い、ニセコ町に適した環境クオリティ制度のあり方を検証する。

事例収集として、以下の調査項目を想定する。

調査項目	内容
制度名	〇〇
地域	〇〇国、△△都市など
認証制度の類型	①「格付け」、②「底上げ」、③「育てる」
認証主体	政府観光局、都市観光局、観光協会 NPO など
認証の対象	宿泊施設
参加の義務	任意、義務（罰則あり or なし）
認証の活用方法	宿泊に関する基礎情報として活用、プロモーションに活用など

【参考】ニュージーランド クォールマーク観光品質認証制度

調査項目	内容
制度名	クォールマーク (Qualmark)
地域	ニュージーランド
認証制度の類型	①「格付け」: 宿泊施設のみに、5つ星による評価あり。 環境配慮に特化し、「ゴールド」、「シルバー」、「ブロンズ」の評価あり。 ②「底上げ」:安全、設備・道具類、カスタマーサービスなど業種別の品質基準に基づき審査
認証主体	独立した外部機関 (ニュージーランド政府が 60%、ニュージーランド自動車連名が 40%出資した半官半民組織)
認証の対象	宿泊施設、交通、ツアー、娯楽施設、ガイドなど広範な観光関連事業者を対象
参加の義務	任意
認証の活用方法	<ul style="list-style-type: none"> 観光客に向けてクォールマークのロゴを掲げることにより、信頼に値するプロフェッショナルなサービスを提供していることをアピール可能。 「ゴールド」、「シルバー」、「ブロンズ」のロゴの使用により、環境への配慮、地域貢献などを観光客にアピールが可能。 ニュージーランド観光局が国内外で開催する様々なプロモーションに参加するための要件となっている。



2.環境税に関する調査検討（案）

○環境税（観光税）の導入目的

ニセコ町内の二酸化炭素排出の約半分が観光客に起因することから、スキーリフトの利用や宿泊など、観光や環境資源の利用に対して税を徴収し、観光事業者の施設の省エネ化やカーボンオフセットの購入費の財源として還元し、観光分野からの CO2 排出量を削減することを検討する。

○環境税（観光税）とは

観光客等の利用に応じて、国内では下記の制度を設けて税を徴収している。

累計		内容	導入例
普通税	法定外普通税	別荘等の所有に対する課税	別荘等所有税（静岡県熱海市）
		自動車利用者に対する課税	歴史と文化の環境税（福岡県太宰府市）
目的税	法定外目的税		乗鞍環境保全税（岐阜県）
		宿泊行為に対する課税	宿泊税（東京都、大阪府）
		遊魚行為に対する課税	遊魚税（山梨県富士河口湖町）
		特定区域の入域に対する課税	環境協力税（沖縄県伊是名村、沖縄県伊平屋村、沖縄県渡嘉敷村）
	入湯税	鉱泉浴場の入湯者への課税	976 団体

○今後の方針

国内及び海外の既存の観光客を対象とした税制度の事例収集を行い、ニセコ町に適した税制度のあり方を検証する。

事例収集として、以下の調査項目を想定する。

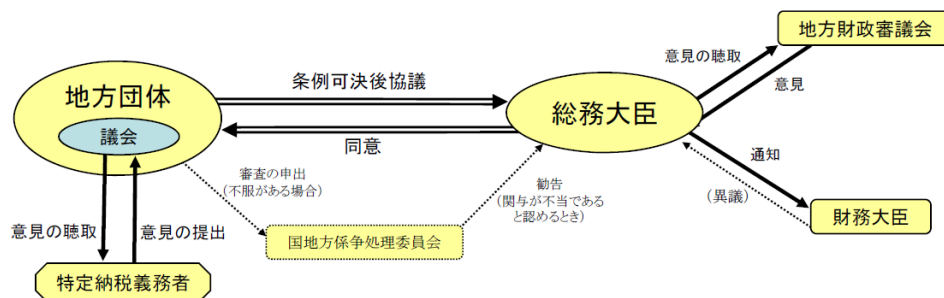
調査項目	内容
税制度名	〇〇
地域	〇〇国、△△市 など
導入目的・経緯	税制度が必要となった背景や目的、検討経緯など
課税の対象	課税客体、納税義務者など
課税額、徴収方法	税額や税率、徴収方法、免税者、特別徴収義務者など
財源の活用方法	財源の活用方法、収入額など

【参考】山梨県富士河口湖町 遊魚税

調査項目	内容
税制度名	遊漁税
地域	山梨県富士河口湖町
導入目的・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラックバス釣りの人気が高まり、釣り人の増加とともに河口湖周辺の違法駐車（路上・河川敷）、トイレの不足による汚染行為、釣り糸及びワーム（擬似餌）の放置による環境面への悪影響が問題となった。 ・河口湖の環境を守り、観光客等が快適なレジャーを楽しむため、平成13年7月に河口湖周辺の1町2村（当時）で法定外目的税の「遊漁税」を導入。 ・平成15年に1町2村が合併して「富士河口湖町」となった現在も継続。
課税の対象	・釣り客
課税額、徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> ・河口湖漁業協同組合等を特別徴収義務者に指定し、1日遊漁券の場合は釣り客が遊漁券を購入する際に200円の「遊漁税」が一緒に徴収される。 ・年間券・シーズン券を持つ場合は、その都度遊漁税券を購入。 ・中学校を卒業するまでの者と障害の方は免除。
財源の活用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・環境整備と環境美化の財源として、主に駐車場やトイレの整備、湖畔美化などに利用。 ・平成28年度は871万円、平成27年度は820万円の税収。

出典) 富士河口湖町 HP (https://www.town.fujikawaguchiko.lg.jp/ka/info.php?if_id=302)

【参考】法定外税の新設等の手続き



次のいずれかが該当すると認める場合を除き、**総務大臣はこれに同意しなければならない**。(地方税法第261条、第671条、第733条)

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

「特定納税義務者」

法定外税の納税額が、全納税者の納税額総額の10分の1を継続的に超えると見込まれる者として、次の2つの要件をどちらも満たすと見込まれる者

- ① 条例施行後5年間の合計で、当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える見込みがあること
- ② 当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える年が、条例施行後5年間のうち3年以上あると見込まれること

出典) 総務省 HP (http://www.soumu.go.jp/main_content/000493609.pdf)

3.交通分野・産業分野の低炭素化に関する調査検討（案）

○調査検討の目的

移動の効率化や利便性の向上、資源等の域内調達率の向上などでエネルギー消費量の削減を図ることにより、町内から排出されるCO₂の削減を目指す。

これらの取組みにより自然に優しい観光地の仕組みをインフラとサービスの両面で実現し、ニセコの新たなブランドイメージを確立することにより他者との差別化を目指す。

○調査対象

交通分野・産業分野の複数の事業者が参加し、「地域経営」の視点から継続的な運営方法が確立された取組みを対象とする。

調査対象とする取組みは、以下のタイプを想定する。

【調査対象】

類型	調査内容	主な方法等
①交通分野	公共交通等の低炭素型移送手段の整備及び利用促進により、自動車からのCO ₂ 排出量の削減を行うもの	デマンドバス、電気自動車、共通バス、レンタル 等
②産業分野	資源等の域内調達率を高める取組み、又は廃棄物の抑制等の資源循環利用に関する取組み	フードマイレージ、エコロジカルフットプリント、3R、ゼロエミッション 等

○本年度の調査・検討方針

収集整理した先進事例を参考に、ニセコ町に適した交通分野・産業分野における低炭素化のあり方を検証する。

事例収集として、以下の調査項目を想定する。

調査項目	内容
地域	〇〇国、△△都市など
取組みの類型	①交通分野 ②産業分野
実施主体	業界団体、NPO など
取組み概要	取組みの目的や開始時期、地理的範囲や取組み項目など
具体的な方法	CO ₂ 排出量の削減に資するための具体的な取組み方法など
取組みの効果	CO ₂ 削減効果だけでなく、入込の増加や通年化、単価向上とった観光地としての持続可能性に資する効果など

【参考】 ツェルマット（スイス）

調査項目	内容
地域	ツェルマット（スイス）
取り組みの類型	①交通分野
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・400年以上前から存在する「ブルガーゲマインデ」と呼ばれる地域共同体。同地域の観光資産（ホテルやレストランなど）を所有および経営権を握っている。 ・スイスでは外国人の土地購入を法律で禁じているため、外国資本の参入が無い。地域共同体が観光開発に関する主導権を握っており、公共性を持つ一方で地域の雇用と収益性を追求する地域経営の中核として機能している。 ・ツェルマット観光局は地域滞在のために必要な情報提供や手配業を行っている。
取り組み概要	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の地域経営の視点から、徹底した「質の追及」により来訪者の通年化とリピート化を実現。 ・公共交通による域内の移動や歩行空間の連続性を図り、アクティビティを誘致・集積させることにより、富裕層等の滞在促進及び消費拡大を図っている。
具体的な方法	<p>①カーフリー：豊かな観光資源の保護やエネルギー消費の抑制を目的として、ガソリン車の乗り入れを禁じる仕組み。一部の特殊車両を除き市街地に入れるのは馬車や電気自動車だけ。車両禁止に伴い、域内は登山列車やロープウェイ、ゴンドラ等の多種にわたる交通網が整備されている。</p> <p>②電気自動車：町の中を走る電気自動車は、すべて地元にある2つの町工場で製造され、メンテナンスを手がけるのも地元工場。</p> <p>③サマー・インクルーシブ：サース谷内にある5つの村が共同で開発・実施しているサービスで、指定ホテル（1泊以上）の宿泊客にカード（共通パス）を提供するもの。カードを利用すれば、サース谷内すべての山岳交通乗車が無料になる。</p>
取り組みの効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ツェルマットの街中は全て歩行者空間（ペDESTリアンゾーン）となっているため、車を気にせずゆっくりと街中を散策し、時間を過ごすことができる。 ・買物や飲食など消費促進が図られ、消費単価向上に寄与している。 ・こうした快適な歩行者空間の確保という基本的な考え方は、アメリカのバイルやカナダのウィスラー、フランスのアボリアッツなどにも影響を及ぼしているといわれる。 ・スイスでは駅でバゲージを預けると最終空港までスルーで運ばれるシステムを有している。そのため「手ぶら観光」が可能となり、買い物がしやすいことも消費単価の向上に結びついている。